

川崎市の民間保育所の 保育士配置基準について

保育士配置基準について

資料4-1

＜令和6年度における必要保育士数の算出表＞（令和7年度は1歳児配置改善加算等により変更になる恐れがあります）

必要保育士の配置基準		人数の換算方法
A 条例保育士 ア 0歳児児童数（実員） イ 1・2歳児児童数（実員） ウ 3歳児児童数（実員） エ 4・5歳児児童数（実員）	児童3人につき1人 児童6人につき1人 児童15人につき1人※ 児童25人につき1人※ ※旧基準によることも妨げない（経過措置）	$\frac{\text{ア}}{3}$ （少数点第2位以下切り捨て） $+$ $\frac{\text{イ}}{6}$ （〃） $+$ $\frac{\text{ウ}}{15※}$ （〃） $+$ $\frac{\text{エ}}{25※}$ （〃） （小数点第1位を四捨五入） ※旧基準によることも妨げない（経過措置）
B その他国基準等保育士	以下の要件につき各1人（最大5人） ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合 （利用定員120人以下のときは1人まで、利用定員121人以上のときは2人まで）	
C 市加配保育士 ア 休憩休息保育士	利用定員と実員でAの算出方法※を用いて求められる数のうち多いほうの人数の4人につき1人 ※旧基準適用施設は市加配保育士の取得は不可	左記算出した人数÷4（小数点第1位を切上げ） +1（年休代替保育士）
イ 年休代替保育士	各施設1人	

常勤保育士の定義とスポットワークについて

資料4-1

＜常勤保育士の定義＞

次に掲げる者を常勤保育士とする。

①当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者

②上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

※当該定義の対象となる職員については、通常の保育士に加え、保育士（手続き中）や産休等代替臨時職員雇用費における代替保育士も含むものとします。

※これら保育士以外の、看護師・准看護師、小学校教諭等、市長が認めるもの、保育補助者、栄養士、調理員など、保育士資格を有しない者については、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」を常勤職員の要件とします。

＜スポットワーク（いわゆるスキマバイト）より採用された保育士等の取扱いについて＞

○スポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士を条例上の必要保育士数の一部に充てることはできません。

（最低基準上の保育士定数の取扱いに関しては、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）において、こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則とされているため）

○スポットワークについて、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点からは、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所等の運営に当たって、望ましくないものと考えています。

その他の職種の配置基準について

資料4-1

<必要調理員の算出表>

定員	国基準	市加配	合計
40人以下	1人	無	1人
41人以上 60人以下	2人	無	2人
61人以上 150人以下	2人	1人	3人
151人以上 240人未満	3人（うち1人は非常勤）	2人	4人
240人以上	3人（うち1人は非常勤）	3人	5人

調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。

<その他の職種の配置基準>

○保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。

※看護師等を常勤として配置した場合は、1人に限り、保育士としてみなすことができるものとする。

○栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。

※栄養士を常勤として配置した場合は、国基準及び市加配調理員の数に、配置した栄養士の人数分を含められるものとする。
調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、同様の取り扱いとする。